

（ 案 ）
業務用自動車賃貸借契約書

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、次の条項により業務用自動車（以下「車両」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、賃貸借車両を公務遂行の用に供するものとする。

（契約物件）

第 2 条 乙は、甲に対し別表記載の車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。ただし、車両の登録番号及び車台番号は納車後に確定するものとする。

2 契約期間開始時に納車できない事由等が生じた場合は、乙は甲に対し、代車を提供しなければならない。

（契約期間）

第 3 条 契約期間は、令和 7 年 11 月 4 日から令和 12 年 10 月 31 日までとする。

（車両の保管場所）

第 4 条 車両の保管場所は、沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号とする。

（賃貸借料）

第 5 条 車両の賃貸借料は、総額 円（月額 円×60 ヶ月）とする。うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額は、総額 円（月額 円×60 ヶ月）とする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

（消費税額等）

第 6 条 甲は、賃貸借料に係る消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。

2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。

（料金の請求、支払い）

第 7 条 前 2 条に定める賃貸借料は毎月払いとし、毎月末日の甲の業務完了後、乙は当該料金を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項による適正な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に当該料金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責に期すべき事由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払い日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第8条 契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当する場合は免除とする。

(公租公課)

第9条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(保守点検)

第10条 乙は、この契約期間において、賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
- (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換（タイヤ、バッテリーを含む）

2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡したうえで、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第11条 乙が前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に対し代車を無償で貸し渡すものとする。

(甲の修理費負担)

第12条 次の場合の修理費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲の故意または重大な過失に起因する修理に要する費用
- (2) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(車両の保険)

第13条 乙は、本契約の期間中賃貸借車両について、乙の負担により自動車損害保険契約を締結するものとする。

- (1) 車両保険 車両購入価格（免責金額0円）
- (2) 対人賠償責任保険 無制限（自賠責保険含む）（免責金額0円）
- (3) 対物賠償責任保険 無制限
- (4) 搭乗者傷害責任保険 1,000万円（1名につき）
- (5) 年齢条件 なし

(車両の引渡)

第14条 乙は、道路運送車両法に基づく全ての手続き及び整備を完了し、すみやかに甲に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第 15 条 引き渡された車両に契約不適合がある時は、甲は乙に対して改善の要求を行うことができる。その場合は、乙は誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、契約期間中であってもこの契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができる。

2 前項の場合において、甲は、これによって生じた乙の損害について、その責を負わないものとする。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

4 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 17 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降のすべての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条各号に該当するものをいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 18 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(裁判管轄)

第 19 条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第 20 条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）を守るものとし、疑義が生じたときは甲、乙協議するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

(別表)

年式・車名	
登録番号	
車体番号	
台数	1 台
付属品	